

消防だより

令和2年4月号

「ひとつずつ いいね!で確認 火の用心」

を2019年度全国統一防火標語とし、令和2年3月1日(日)～7日(土)までの間、春季全国火災予防運動を実施しました。

火災予防運動期間中は、一日消防長による特別点検や防火対象物・危険物施設立入査察などの行事が行われました。



令和2年 春季全国火災予防運動実施



各事業所をまわり立入検査を行う一日消防長と消防職員



一日消防長に任命された 上江洲 幹子さん

住宅用火災警報器の義務化について!

1 なぜ「住宅用火災警報器」が必要なのか?

- ・火災の発生に気づくのが遅れ、「逃げ遅れ」によって多くの方が亡くなっています。
- ・火災の発生時間は、22時から翌朝6時までの就寝時間帯に多く発生しています。
- ・9割が住宅火災で亡くなっています。
- ・6割が65歳以上の高齢者です。

2 住宅用火災警報器の種類は?

- 煙式 煙が住宅用火災警報器に入ると音や音声で知らせます。
- 熱式 住宅用火災警報器の周囲温度が一定の温度に達すると音や音声で知らせます。

3 どこに取り付けるのか?

住宅用火災警報器は原則として、寝室と寝室がある階段には、必ず設置しなければなりません。取り付け方法も定められていますのでイラストを参考にして下さい。



4 どこに行けば買えるのか?

住宅用火災警報器は、消火器などとともにホームセンター、家電販売店、消防設備業者などでも取り扱われ購入することができます。

5 設置後はどうするの?

定期的に点検を!

- ⇒設置されていても、住宅用火災警報器等が正常に機能しなくては意味がありません。
- ・音声や警報機が鳴るかどうか点検しましょう。
- ・点検方法は、本体のヒモを引くものや、ボタンを押して点検するものなどがあります。
- ・電池交換を忘れずに!電池タイプは、電池交換が必要です。音声やランプブザーなどで交換時期を知らせてくれますので、交換を忘れないようにしましょう。

住警器・消火器の悪質な訪問販売、点検にご注意

○消防署では住宅用火災警報器・消火器の販売は行っていません。

※火災の早期発見と『逃げ遅れ』を防ぐために住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器の交換の目安は10年です。定期的に作動の確認をしましょう。

○消防法及び久米島町火災予防条例により、すべての住宅に火災警報器の設置が義務づけられました。

※火入れを行う場合は、必ず消防本部まで連絡するようお願いいたします。

※火事・救急・救助は119番へお願いします。

令和2年2月出動状況 ()は、令和2年累計

| | |
|---------------------|---------------------|
| ・救 急 ……………32件 (77件) | ・風水害 …………… 0件 (0件) |
| ・火 災 …………… 0件 (1件) | ・捜 索 …………… 0件 (0件) |
| ・救 助 …………… 0件 (0件) | ・その他 …………… 0件 (0件) |

合計…………… 32件 (78件)

